

藤枝市総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、藤枝市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する総合評価落札方式のうち、特別簡易型（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）を試行するに当たり必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（特別簡易型）の試行対象は、一般競争入札に付する建設工事の中から、藤枝市入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

（学識経験を有する者の意見聴取）

第3条 総合評価落札方式（特別簡易型）により競争入札を行おうとするときは、政令第167条10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による学識経験者の意見聴取については、当分の間、静岡県が設置している静岡県総合評価審査委員会（以下「審査会」という。）による。

（落札者決定基準）

第4条 総合評価落札方式（特別簡易型）を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が藤枝市にとって、最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について、前条の規定に準じ、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 落札者決定基準は、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

4 落札者決定基準は、審査会での意見を聴取した上で、委員会において決定するものとする。

（入札参加資格等の公告）

第5条 総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札を実施するときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

（1）総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札に係る落札者決定基準

(評価項目等)

第6条 評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者等の能力に関する事項及び企業の社会性、信頼性等から設定するものとする。この場合において、各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 評価点は、入札参加資格を有している者に付与する点（以下「標準点」という。）に評価項目に対する提出資料（以下「技術資料」という。）を評価した点（以下「加算点」という。）を加えた合計点とする。

2 標準点は100点とし、加算点の上限は30点とする。なお、評価値の算出に用いる評価点は、加算点を45点に換算した点（小数点以下第2位切捨て）を標準点に加えた合計点とする。

総合評価は、評価点を当該競争参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、小数点以下第4位（小数点以下第5位四捨五入）までの算出とする。

評価点＝標準点（100点）＋加算点（上限45点：換算値）

評価値＝評価点／入札価格×1,000,000

(入札参加申請書等の提出)

第8条 総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札に参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 藤枝市事後評価型一般競争入札参加申請書
- (2) 評価点確認申請書（第1号様式又は第2号様式）
- (3) 企業の施工能力調書（第3号様式）
- (4) 配置予定技術者の能力調書（第4号様式）
- (5) 現場代理人の能力調書（第5号様式）

2 前項に定める評価点確認申請書の提出は、入札公告、入札説明書及び総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する運用ガイドラインをもとに、評価項目及び評価基準等を十分確認の上、自ら評価した内容を評価点確認申請書に記入するものとする。

3 評価点確認申請書に記入した申請点は、評価値を求める際の暫定評価に用いるものとする。

(技術資料の事後審査)

第9条 企業の技術力、信頼性・社会性等の評価項目に対する技術資料は、入札後に提出を求め、事後に確認審査を行うものとする。

(落札者決定の方法)

第10条 落札者を決定しようとするときは、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、この決定に際して第3条の規定に基づき、学識経験者からの意見聴取において、学識経験者から落札者決定に際し、改めて意見を聴くことと意見を述べられたときには、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

(1) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

2 入札価格が藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程(平成13年藤枝市訓令第2号)に規定する調査基準価格を下回ったときは、藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程第2条に規定する調査を実施するものとする。

3 第1項の落札者の決定において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第11条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除あるいは入札参加停止等の措置を講じることができるものとする。

(落札者の公表等)

第12条 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(資料等の非公開)

第13条 この告示に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(苦情申立て等)

第14条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札決定をした日から起算して7日以内に、書面により市長に対して落札者とならなかった理由を示すことを求めることができるものとする。

2 第12条に規定する公表が行われた場合に、評価点を公表された入札参加者は、公表の日から起算して7日以内に、書面により市長に対して評価点の採点理由を示すことを求めることができるものとする。

3 市長は、前2項の求めがあった場合には、申立て期限最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。